

報告第1号

専決処分について（公平委員会委員の選任について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和2年2月12日 提出

茨城租税債権管理機構
管理者 山口 伸 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により，特に緊急を要するため茨城租税債権管理機構議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので，下記のとおり専決処分する。

令和元年9月11日

茨城租税債権管理機構
管理者 山 口 伸 樹

記

茨城租税債権管理機構公平委員会委員の選任について

茨城租税債権管理機構の公平委員会委員に次の者を選任する。

氏 名 高 橋 信 行